

(利用者及び職員以外の者の雇用)  
 第八十四条 就労継続支援 A 型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援 A 型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数
- 三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)  
 第八十五条 第八條、第九條、第十三條から第十九條まで、第二十四條から第二十六條まで、第二十八條から第三十二條まで、第三十四條、第三十六條、第四十一條、第四十五條から第四十九條まで及び第五十三條の規定は、就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第九條第二項第一号中「第十七條第一項」とあるのは「第八十五條において準用する第十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第二号中「第二十八條第二項」とあるのは「第八十五條において準用する第三十條第二項」と、同項第三号中「第三十二條第二項」とあるのは「第八十五條において準用する第三十二條第二項」と、第十六條第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十五條において準用する次条第一項」と、第十七條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第十八條中「前条」とあるのは「第八十五條において準用する前条」と読み替えるものとする。

第八章 就労継続支援 B 型  
 (基本方針)  
 第八十六条 就労継続支援 B 型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六條の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。  
 (工賃の支払等)  
 第八十七条 就労継続支援 B 型の事業を行う者(以下「就労継続支援 B 型事業者」という。)は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。)は、三千円を下回ってはならない。
- 3 就労継続支援 B 型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 就労継続支援 B 型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。

(準用)  
 第八十八條 第八條、第九條、第十三條から第十九條まで、第二十四條から第二十六條まで、第二十八條から第三十二條まで、第三十四條、第三十六條、第三十七條、第四十一條、第四十三條、第四十五條から第四十九條まで、第五十三條、第七十二條、第七十四條から第七十六條まで及び第八十一条から第八十三條までの規定は、就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第九條第二項第一号中「第十七條第一項」とあるのは「第八十八條において準用する第十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、同項第二号中「第二十八條第二項」とあるのは「第八十八條において準用する第三十條第二項」と、同項第三号中「第三十二條第二項」とあるのは「第八十八條において準用する第三十二條第二項」と、第十六條第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十八條において準用する次条第一項」と、第十七條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第十八條中「前条」とあるのは「第八十八條において準用する前条」と、第八十一條第一項中「第八十五條」とあるのは「第八十八條」と、就労継続支援 A 型計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。

第九章 多機能型に関する特例  
 (規模に関する特例)

第八十九條 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、及び就労継続支援 B 型事業所(以下「多機能型就労継続支援 B 型事業所」という。))及び多機能型事業所(以下「多機能型事業所」という。))は、一体的に事業を行う多機能型事業所(以下「多機能型事業所」という。))及び多機能型事業所(以下「多機能型事業所」という。))は、一体的に事業を行う多機能型事業所(以下「多機能型事業所」という。))による指定児童デイサービス(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)以下「指定障害福祉サービス基準」という。))第九十六條に規定する指定児童デイサービスをいう。))の事業(次条において「多機能型児童デイサービス事業」という。)を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。))の合計が二十人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

- 一 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所及び多機能型就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)) 六人以上
  - 二 多機能型自立訓練(生活訓練)事業所 六人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が十人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)の利用定員が六人以上とする。
  - 三 多機能型就労継続支援 A 型事業所及び多機能型就労継続支援 B 型事業所 十人以上
- 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、前項中「十人」とあるのは「十人」とする。

(職員の員数等の特例)

第九十條 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員、多機能型児童デイサービス事業を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。))の合計が二十人未満である場合は、第三十九條第七項、第五十二條第七項及び第八項、第五十九條第七項、第六十四條第五項及び第六項並びに第七十五條第五項(第八十八條において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童デイサービス事業を一体的に行う場合にあつては、指定障害福祉サービス基準の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。))のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所は、第三十九條第一項第四号及び第八項、第五十二條第一項第三号及び第九項、第五十九條第一項第四号及び第八項、第六十四條第一項第四号及び第六項並びに第七十五條第一項第三号及び第六項(これらの規定を第八十八條において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であることとなし、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

- 一 利用者の数の合計が六十以下 一以上
- 二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上